

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和8年2月5日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2500487号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2500024号

第1 結論

昭和54年*月から昭和58年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年*月から昭和58年3月まで

私は20歳の誕生日の前日(昭和54年*月*日)にA市役所の出張所で国民年金の加入手続きを行い、請求期間の始期である昭和54年*月から同年*月までの国民年金保険料をまとめて納付し、その場で年金手帳を交付された。請求期間のうち昭和54年度以後については、前回の訂正請求と同様に、住民登録していたB市及びC市においては納付書により市役所の窓口で、D市においては金融機関の窓口で国民年金保険料を一括納付した。年金記録では、請求期間が未納と免除の記録になっているが、免除申請も行っておらず、すべて現年度に納付したことから、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、前回の訂正請求において、20歳の時にB市で国民年金の加入手続きを行い、請求期間の国民年金保険料を同市、C市及びD市で現年度に納付した旨主張したが、i) 請求者が所持する年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)*は、C市において昭和57年6月頃に払い出されており、当該払出時点において、請求期間のうち昭和54年*月から昭和55年3月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付することができず、同年4月から昭和57年3月までの期間は、制度上、保険料を現年度納付することができないこと、ii) B市及び請求者が請求期間に居住していたとするD市、E市及びC市において払い出された国民年金番号について、社会保険オンラインシステム及び紙台帳検索システムにおける氏名検索による調査並びに国民年金手帳記号番号払出簿による調査を行ったものの、別の国民年金番号が請求者に払い出された形跡は見当たらないこと、iii) 請求期間のうち昭和57年4月から昭和58年3月までの期間について、請求者に係る国民年金被保険者台帳とオンライン記録はいずれも免除記録となっている上、請求者の国民年金番号がC市で払い出された時期(昭和57年6月頃)に免除の申請を行った場合、保険料の免除が承認される期間の始期

が、免除の申請日の属する月の前月における直近の基準月（昭和 57 年 4 月）からとされていたことから、当時の制度上の取扱いとも一致し、事務処理上の誤りも見受けられないことなどから、既に令和 7 年 1 月 22 日付けで、年金記録の訂正は認められないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、自身が所持している年金手帳は昭和 54 年*月に A 市役所の出張所で国民年金の加入手続を行った際、交付されたものであると主張して再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、請求者が所持している年金手帳は前回と同じものであり、当該年金手帳に記載された国民年金番号「*」は、前述のとおり C 市で昭和 57 年 6 月頃に払い出されており、社会保険オンラインシステム及び紙台帳検索システムにおける氏名検索による調査並びに国民年金手帳記号番号払出簿による調査を行ったが、昭和 54 年*月頃、A 市において請求者に国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、A 市は、請求者が同市で国民年金保険料を納付したとする昭和 54 年*月から同年*月までの期間について、保存期限経過のため、当該期間の国民年金の加入及び保険料納付の状況を確認できる資料はない旨回答している。

そのほか、請求内容及びこれまで収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求期間について、請求者が国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。